

## 社会福祉法人みのりの村 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのりの村（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員等には、総額500万円を上限として、勤務形態に応じて次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等（理事長）については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等については、別表第2に定める額

### (報酬の支給方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、支給日が祝祭日、土曜日又は日曜日等取引金融機関の休業日に当たるときは、その前日における金融機関の営業日とする。

2. 非常勤役員等に対する報酬は、当該業務の都度、支給する。
3. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

### (報酬の計算)

第4条 新たに常勤役員等に就任した者は、その月から報酬を支給する。

2. 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

### (端数の処理)

第5条 この規程の定めるところにより、49銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

### (公 表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### 附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

職名	報酬の額
理事長	月額 200,000円

別表第2（非常勤役員等の報酬）

(1) 理事

業 務	日 額
理事会等会議への出席	5,340円
その他の法人業務	5,340円（半日） 12,480円（1日）

(2) 監 事

業 務	日 額
理事会等会議への出席	5,340円
その他の法人業務	5,340円（半日） 12,480円（1日）

(3) 評議員

業 務	日 額
評議員会等会議への出席	5,340円
その他の法人業務	5,340円（半日） 12,480円（1日）